

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋天井クレーン走行制御盤の点検において、界磁過電流検出器の動作値に管理値外れが認められたため、当該検出器を修理	D	
2	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（A）の軸受部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	取水口温度記録計にペンの動作不良による記録不可が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	2号機	高圧タービン主蒸気管締付ボルトの点検において、ボルト及びナット（3組）にかじり傷が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
5	2号機	主タービン複合中間弁（No. 6）の点検において、スタンド締付ボルト（32本中、1本）にかじりが認められたため、当該ボルト・ナット（1組）を交換	D	
6	2号機	主タービン蒸気加減弁（No. 2及び3）の点検において、当該弁（2台）の上部スタンド締付ボルト（各12本中、1本）にかじりが認められたため、当該ねじ部を修理およびボルト・ナット（2組）を交換	D	
7	2号機	低圧タービン（C）の点検において、カップリングボルト用扇形カバーにカシメ代不足が認められたため、当該カバーを交換	D	
8	2号機	高圧タービン主蒸気管締付ボルトの点検において、座金にかじり傷（計82枚）が認められたため、当該座金を交換	D	
9	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（3本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
10	2号機	低圧タービン（C）の点検において、内部車室の水平面締付ボルト（1本）にかじりが認められたため、当該ねじ部を修理およびボルト・ナット（1組）を交換	D	
11	2号機	原子炉格納容器圧力抑制室内の点検準備作業において、同室内温度検出器のケーブルに損傷が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
12	2号機	原子炉からの燃料取出し作業において、取出し燃料周辺の制御棒を支えるために燃料の代わりに炉心に入れるスペーサを炉心に着床させる際、リミットスイッチの動作不良により、当該スペーサの着床位置が異常であることを示す警報の誤発生が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
13	3号機	廃棄物処理系廃液ろ過器の差圧計に動作不良が認められたため、当該差圧計を点検・調整	D	
14	3号機	主タービン潤滑油装置の補助油ポンプ出口の逃し弁の設置方向が、現場の実態と設計図面（構造図）の記載内容に相違が認められたため、当該設計図面を現場の実態に合うよう改訂	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の非常用油ポンプ自動起動用圧カスイッチのベント弁の閉止プラグ取付部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	復水系サンプリングドレンタンクのレベル調整弁駆動部の点検において、弁制御用空気減圧弁のフィルタ部にエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
17	6号機	主復水器（C）第2水室出口側ドレン弁駆動部の点検において、弁制御用空気配管（銅製）に変形が認められたため、当該配管を交換	D	
18	6号機	復水脱塩装置通菜再生用硫酸貯槽及び苛性ソーダ貯槽の出口ストレーナの点検において、当該ストレーナ（2台）の内側及び外側に腐食による減肉が認められたため、当該ストレーナを交換	D	
19	6号機	燃料装荷作業において、原子炉ウェル内に異物らしき物（長さ：約2cm×幅：約2cm程度）を発見したが、底部へ徐々に沈降し、確認ができなくなったため、対応検討	C	
20	6号機	主タービン湿分分離器（A）の出口逆止弁の浸透探傷検査において、弁体に指示模様が認められたため、当該弁体を交換	D	
21	6号機	主タービン主蒸気加減弁出口ドレン母管のドレンストレーナ用ドレン弁の点検において、弁体及び弁座に浸食が認められたため、当該弁一式を交換	D	
22	6号機	取出し燃料周辺の制御棒を支えるために燃料の代わりに炉心に入れてあるスペーサの燃料装荷前の移動作業手順書の事前確認において、当該スペーサの移動位置に誤記が認められたため、当該手順書を改訂及び対応検討	C	
23	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮装置蒸留水サンプリング運転用の制御スイッチに接点不良が認められたため、当該制御回路を点検・修理	D	
24	6号機	自動減圧B系の制御用論理回路のリセット操作用押しボタンのキャップが外れているため、当該キャップを取付	D	
25	6号機	定期事業者検査（主蒸気隔離弁漏えい率検査）の準備において、主蒸気隔離弁（内弁）上流側の空気を排出した際、排出先のドレンサンピットに接続されている主蒸気隔離弁室内の機器ドレンファンネルより水の溢水（堰外に1リットル未満、汚染あり）が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで